

**「周南市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」**が、

令和4年4月1日に施行されました。

自転車利用者は交通ルールを守り、みんなで安全で安心して暮らせる地域社会を目指しましょう。

・ **自転車利用者はヘルメットをかぶりましょう!**

交通事故での死亡者の約6割は頭部の損傷によるものです。ヘルメットをかぶり、大切な命を守りましょう。

・ **自転車利用者は自転車保険に加入しましょう!**

自転車事故で加害者となり、損害賠償額が数千万円となった事例が発生しています。

もしものときの被害者救済のためにも保険に加入しましょう。

・ **自転車の通行は車道の左端が原則です!**

※ただし、児童・幼児や70歳以上の方、車道通行に支障のある身体障害のある方の場合、自転車歩道通行可の標識等がある場合、車道または道路の状況により、通行の安全を確保するために、自転車が歩道を通行することがやむをえないと認められる場合は除きます。

**みんなで交通ルールを守って、交通事故を減らしましょう!**

お問い合わせ:周南市役所生活安全課(0834-22-8240)